

新陳代謝・イノベーションWG（大学改革・イノベーション）

検討すべき論点

平成 26 年 10 月 21 日

主査 橋本 和仁

1. 大学改革・イノベーションの議論の必要性

2014 年 10 月 10 日に開催された第 3 回実行実現点検会合（大学改革及びイノベーション）において、「日本再興戦略」改訂 2014 に盛り込まれた大学改革に関する施策については、国立大学改革プラン（2013 年 11 月）に掲げられた強み・特色を生かした国立大学法人の機能強化の議論の中で全体設計が行われるべきと指摘したところである。

既に文部科学省においては、国立大学改革プランに沿って改革が鋭意進められているところではあるが、平成 28 年度が国立大学法人の第 3 期中期目標期間がスタートする節目の年となること、本年 4 月に甘利経済財政担当大臣のイニシアティブで「我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革戦略」が取りまとめられ、イノベーションの観点からの改革が強力に進められている時期に符合することからも、大学の機能強化については、こうした文脈をも踏まえ、イノベーションや地域活性化の観点など幅広い視点に立って改めて踏み込んだ検討を行うことが有意義であると考えられる。こうした認識に立って、第 3 回実行実現点検会合では、とりわけ文部科学省に対し、大学改革については、国立大学法人関係者や卓越した研究者、産業界や地域社会の関係者などの声を聴きつつ、大胆な改革構想をまとめ、来年度の法改正をも視野に入れて、来年央までに結論を得るべきと指摘したところである。

こうした指摘・会合での議論を踏まえ、甘利大臣からは、国立大学法人については、イノベーション・ナショナルシステムの構築に向け、「大学改革第 2 章」として、異次元の政策を講じるべく踏み込んだ議論を行うべきであり、WG に場を移して検討を行うべきとの指示が出された。

以上の経緯から、本WGでは、大学の機能強化をさらに強固に推し進めるために何が必要であるかを、法的措置の要否を含め、検討・議論することとする。

国立大学改革プランの進捗をも見据え、本年内に集中的に議論を行い（3 回を予定）、来年 1 月には、「今後の基本的な考え方」を取りまとめることを目指す。

2. WGでの検討課題

国立大学法人化後10年が経過し、大学改革第2章の中心的方向性は、本格的な大学の機能分化であると思われる。現在、国立大学改革プランの中で、自主的・自律的な取組として、どちらかと言えば、緩やかな機能分化が進められているが、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学法人への転換を加速・促進するためには、機能分化のための法改正等の検討を行い、それぞれの役割やミッションを踏まえた国立大学の機能強化を徹底することが不可欠であると考えられる。即ち、①グローバルに競争する世界水準の研究大学、②地域拠点大学、③特定分野の国内拠点大学などが、それぞれの機能を最大化させる制度や環境を整備することが、大学が卓越知に基づく非連続的なイノベーションを生み出したたり、地域の未来構造を構想しリードしたりするといった「最大の成長エンジン」としての役割を十二分に果たすことにつながる。このような観点から、府省連携のもと以下の施策を実施・展開する必要がある。

(論点1) グローバルに競争する世界水準の研究大学の形成

世界と互角に渡り合う質・量両面にわたるリソースを持ち、ガバナンス改革など一定の要件を満たす世界水準の研究大学を「特定研究大学」として指定すべきではないか。

その際、世界トップ研究大学の経営者等の参画による厳格なグローバル評価や、教育研究の自由度、財政基盤の強化を図る規制緩和（例えば、大学院定員管理、余裕金の運営範囲拡大等）、ガバナンス強化（学外理事・監事、経営協議会学外委員の積極的活用による緊張感あるガバナンスの実現）などを図るための法的措置を検討すべきではないか。

また、特定研究大学を中心として、世界的に優位な分野や新たな知を創出する融合分野で国内外の優秀な学生、社会人を呼び込む博士課程コース（「卓越大学院」）の形成を図ることが必要ではないか。卓越大学院においては、全教員の国際公募・年俸制、企業との連携によるPBL、グローバル評価が行われることが求められるのでないか。また、極めて優秀な若手研究者が自律的に創造的な研究を進めることができるような仕組みを検討すべきではないか。

(論点2) 地域イノベーションの参謀となる拠点大学の形成

地方自治体、企業や大学との人事交流・クロスアポイントメント、PM（プログラスマネージャー）、URA（ユニバーシティリサーチアドミニストレータ）等を配置した戦略室の設置、文科省・経産省・総務省など関係府省の協働体制の仕組みを構築しつつ、地域のイノベーション創出の参謀機能を強化

した拠点大学を形成すべきではないか。その際、地域社会の未来構造を創造し、それをリードする力量や成果に着目した評価とそれに応じた運営費交付金の安定的措置が必要ではないか。

（論点3） 類型ごとの評価指標の確立

国立大学法人の評価については、3 類型の機能強化の方向性を踏まえ、以下のような形で行われるべきではないか。その評価軸は可能な限り定量的、客観的な評価指標として設定されるべきであり、各大学の努力や成果の違いが「可視化」されるような指標が設定されることが、大学間の競争・切磋琢磨を促進する上で重要ではないか。また、評価プロセスの透明性の向上を含め、より国民にわかりやすい形で評価結果が公表されることが必要ではないか。

① 世界最高水準の研究大学にかかる評価指標

世界最高水準の研究大学を目指す大学は、国内の他大学との比較評価だけでなく、グローバルトップ大学のパフォーマンスとの比較でも評価がされる高いハードルを課すべきではないか。そのための客観的指標（英語論文数、ベンチャー創出数などの成果指標に加え、外国からの研究者の招聘、海外からの留学生の受入数、クロスアポイント導入数（その成果実績などを含む）等）が適切に設定されるべきではないか。その際、ガバナンスについても、学長選考会議や経営協議会等への海外トップ大学関係者の参画、事務局体制の整備（専門スタッフの配置、学外理事・監事の支援体制など）等もグローバルトップ大学の基準で求められ、同時に、大学の評価についても、海外の研究大学等の関係者の参画による厳格なグローバル評価を導入すべきではないか。

② 地域活性化の中核的拠点を目指す大学にかかる評価指標

同様に、地域活性化の中核的拠点を目指す大学については、中核的拠点としての役割を目指すためにどのような取組を行っているか、地域の関係機関との連携を強化するためにどのような取組を行っているか、ネットワークの結節点としてどのような仕掛けを構築しているか等のほか、地域活性化に資する具体的な成果・実績をどれだけあげているかなども評価の中に組み込まれるべきではないか。

（論点4） 運営費交付金と評価に関する一体改革

評価プロセスの透明性の確保は、評価結果がどのように活用されたかを「見える化」することまでを含むものであろう。客観的指標に基づく評価の結果が、国立大学法人の運営費交付金の配分やその他の大学法人関連の補助金の配分にどのように反映されるのか、そのルールを明確にすることによって初めて各大学法人が本気で改革等に取り組むことになる。毎年の交付金・補助

金の配分を決める短期的なルールとともに、中期目標期間を総体的に評価する、より中期の配分ルールなど、短中期の評価を組み合わせる手法を含め、評価と交付金等の配分ルールとの関係を明確にすることが、評価の仕組みを意味ある仕組みとする上で不可欠である。いずれにせよ、改革の度合いに応じて、その評価を踏まえ、大学間及び大学内でメリハリのある配分が可能となる仕組みを設計することが必要である。

（論点５）競争的資金の改革

国立大学法人については、上記の観点から、機能分化・評価を徹底し、運営費交付金等の配分ルールにも厳格なルールを適用することになるが、その際、運営費交付金とともに大学を資金面でサポートする競争的資金についても学際・融合分野研究の推進や人材育成強化等の必要性から一体的に改革することが必要ではないか。

具体的には、研究大学における年俸制やクロスアポイントの導入拡大による財源の多元化を図るとともに、①科研費の大括り化や融合分野研究・国際共同ネットワークの強化、戦略的競争的創造研究事業への円滑な展開、②科研費の評価機能の積極的活用・成果の可視化、③競争的資金全体の基礎から応用・実用までのシームレス化、④間接経費の在り方の見直し、直接経費の使途の柔軟化、競争的資金の使い勝手の改善、等の競争的資金改革を大学改革と一体的に行うべきではないか。

（論点６）大学共同利用機関や附置研究所等の研究拠点改革

これまで学術研究ネットワークの要として機能してきた大学共同利用機関や附置研究所等の研究拠点については、全国的な観点からの学術研究上の現代的意義を踏まえた機能強化の観点からそれぞれのミッションを再定義し、大学改革と一体的に研究拠点改革を進めるべきではないか。

（論点７）地域オープン・イノベーション機能の強化のための仕掛けの検討

地域の中核となる地域拠点大学の機能強化については論点２で言及したが、地域のイノベーション創出機能の強化は、大学の機能強化という視点にとどまらず、より幅広い視点から検討が進められるべきである。即ち、大学のみならず、研究機関、公設試等のそれぞれの機関の機能強化・競争力強化も求められる。その上で、大学、研究機関、公設試、地場企業、自治体等を、地域内及び地域を越えて結び付けるネットワーク機能を強化することが必要ではないか。

その際、これまでの地域活性化の政府の各種の取組（知的クラスター、産業クラスター政策等）の教訓や反省点をも踏まえ、地域に閉じた個々の研究室と個々の企業の連携といった点と点の関係ではなく、関係府省の連携のも

と地域外の技術を活用する等広域的な連携が柔軟に図られるように、技術や事業化、販路開拓の目利き・専門家がどのように地域に入り、ネットワークを構築するのか、大学、研究機関、公設試、地場企業、自治体等のそれぞれの役割について、地方の実情に応じて細かく検討・設計すべきではないか。大学や研究機関等をクロスアポイント制度でつなぐことや有能なプロジェクト・マネージャーその他の目利き人材を確保することなどにより、地域のオープン・イノベーションが推進される仕組みとすることを検討すべきではないか。

3. スケジュール

2. が本WGでの主要な検討項目である。本検討項目については、以下のスケジュールで検討を進めることを想定している。

10月21日 第1回WG（大学改革・イノベーション）
運営費交付金と評価のあり方等

11月中旬 第2回WG（大学改革・イノベーション）
・研究大学のあり方、地域大学のあり方
・地域イノベーション力の強化のための具体的な仕掛け

12月中旬 第3回WG（大学改革・イノベーション）
上記検討を踏まえた文部科学省からの大学改革の方向性についての報告

（来年1月 第4回WG（大学改革・イノベーション）※必要に応じて開催）

「今後の基本的な考え方」のとりまとめ

その後 関係府省での検討・進捗状況の報告